

# 「子育ての社会化」をめぐる学童保育についての考察

## —地域における「協働」の可能性—

山口大学 速水聖子

### 1. 報告の目的

本報告の目的は、これまで各地における多様な形での「保育所作り運動」として展開してきた学童保育について、1990年代後半から進められる少子化政策の中での制度化の進展は学童保育の運営にどのような影響をもたらしているのか、事例に基づいて明らかにすることである。また、少子化政策が「すべての子育て家庭」に対する子育て支援という展開を見せる現在、学童保育の現状分析を通して「子育ての社会化」のあり方を検討する。

### 2. 方法

1997年の児童福祉法改正によって、学童保育は「放課後児童健全育成事業」として初めて法制化された。2007年からは、これまで分離していた厚労省による放課後児童健全育成事業（学童保育）と文科省による放課後子ども教室推進事業（全児童対策事業）の連携や一体化が推進され、2014年の「放課後子ども総合プラン」にも引き継がれている。同時に、市町村を学童保育の事業実施主体と位置づけ、自治体毎に学童保育の事業計画作成や運営基準を定めた条例化が義務付けられている。このように学童保育運営の「地域化」が制度として進められる中で、歴史的に運営主体が多様であった学童保育はどのように対応しているのか、大都市（川崎市・横浜市など）と地方都市（福岡県春日市・筑紫野市・宗像市・大野城市など）を比較した事例調査を行った。

### 3. 分析

首都圏近郊の大都市は歴史的に運動の成果として学童保育の公営化が進んでいたが、近年の制度化により従来の学童保育と全児童対策事業の連携や統合を逸早く進めている自治体も多い。また、学童保育事業における運営主体の多様化が進むと共に、いわゆる法制度上の学童保育とは別のビジネスとして企業による学童保育事業への参入も増えている。地方都市では、これまでの保護者運営からNPO法人化をはかり、自治体の委託を受ける形も多い。保護者やそのOBが利用当事者として運営に参加する事例や地域コミュニティ組織が運営を担う事例もある一方、学童保育事業への指定管理者制度の導入が地方都市においても運営主体としての企業の参入につながっている状況も垣間見える。

### 4. 結論

学童保育の「地域的制度化」は、市町村毎に子育て支援としての学童保育施策のあり方を「自治」的に決定する契機となっている。公的サービスとしての学童保育を縮小した大都市では、学童保育の市場化が進むとともに保護者の消費者化と学童保育自体の格差拡大の可能性も指摘できる。地方都市では指定管理者制度の活用などでの多様な主体による「協働」の取組みもみられるが、「協働」の内実は市場化（企業参入）と地域化（コミュニティ運営）の二極両面を併せ持つことも明らかである。「子育ての社会化」の具体形としての「地域での協働」の可能性について地域資源の活用のあり方から考察することが求められる。

### 文献

速水聖子,2016,「学童保育における制度化と協働のゆくえ—担い手の多様化をめぐって—」『西日本社会学会年報』第14号,21-33.